

## 講義日程と講義内容の予定

01	09月27日	講義を始めるにあたって・物権法全体の概説等
02	10月 1日	所有権(1)：所有権の意義・特徴・制限
03	10月 4日	所有権(2)：所有権を保護する制度－物権的請求権ほか
04	10月 8日	所有権(3)：共同所有
05	10月15日	所有権(4)：建物区分所有
06	10月18日	所有権(5)：所有権の取得－法律行為による場合を中心に
07	10月22日	所有権(6)：不動産登記制度と登記請求権
08	10月25日	所有権(7)：不動産所有権移転の対抗と第三者－短縮するかも
09	10月29日	所有権(8)：登記を要する不動産所有権移転(1)
10	11月 1日	所有権(9)：登記を要する不動産所有権移転(2)
11	11月 5日	所有権(10)：動産所有権移転の対抗と即時取得
12	11月 8日	物権法定主義と用益物権（地上権・永小作権・地役権・入会権）
13	11月12日	占有
14	11月15日	担保物権法総論・抵当権(1)：抵当権の設定と登記
15	11月19日	抵当権(2)：抵当権の効力の及ぶ範囲
16	11月26日	抵当権(3)：付加的物上代位と収益執行
17	11月29日	抵当権(4)：抵当権の実行と妨害排除
18	12月 3日	抵当権(5)：法定地上権と一括競売権
19	12月 6日	抵当権(6)：抵当権者と建物利用権者・第三取得者の利害調整
20	12月10日	抵当権(7)：共同抵当と根抵当権
21	12月13日	質権
22	12月17日	非典型担保総論と仮登記担保法
23	12月20日	不動産譲渡担保
24	12月24日	動産譲渡担保と所有権留保
25	1月 6日（振替）	債権や権利の譲渡担保
26	1月17日	留置権
27	1月21日	先取特権
28	1月24日	物権法全体の総括と補足

## 第1回 講義を始めるにあたって・物権法全体の概説等

2010/09/27

松岡 久和

### 【講義を始めるにあたって】

1 民法第2部で何を学ぶか（詳細は後述）

2 講義の目標

3 教科書・参考書

・教科書と参考書として掲げたもの

・（狭義の）物権法の代表的文献

A 詳細な体系書

　我妻栄（有泉亨補訂）『新訂民法講義II 物権法』（1983年）、舟橋諒一『物権法』（1960年）、広中俊雄『物権法〔第2版〕』（1982年）、稻本洋之助『民法II（物権）』（1983年）、石田穣『物権法』（2008年）

B 物権法だけの比較的詳細な教科書

　於保不二雄『物権法（上）』（1966年）、槇悌次『物権法概説』（1984年）、奥田昌道＝鎌田薰編『法学講義民法2物権』（2005年）、加藤雅信『物権法〔第2版〕』（2005年）、近江幸治『物権法〔第3版〕』（2006年）、佐久間毅『民法の基礎2 物権』（2006年）、千葉恵美子ほか『民法2 物権〔第2版補訂版〕』（2008年）、清水元『物権法』（2008年）、田山輝明『物権法〔第3版〕』（2008年）

C 物権・担保物権を1冊とする教科書

　北川善太郎『物権〔第3版〕』（2004年）、永田眞三郎ほか『物権 エッセンシャル民法＊2』（2005年）、田井義信ほか『新 物権・担保物権法〔第2版〕』（2005年）、川井健『民法概論2 物権〔第2版〕』（2005年）、清水元ほか『物権法〔第3版〕』（2006年）、田山輝明『通説物権・担保物権法〔第3版〕』（2005年）、本田純一ほか『物権・担保物権法』（2007年）、鈴木祿弥『物権法講義〔5訂版〕』（2007年）、松尾弘＝古積健三郎『物権・担保物権法〔第2版〕』（2008年）、野村豊弘『民法II 物権〔第2版〕』（2009年）、安永正昭『講義 物権・担保物権法』（2009年）、山野目章夫『物権法〔第4版〕』（2009年）、淡路剛久ほか『民法II〔第3版補訂〕』（2010年）

D 狹義の物権法を民法総則と組み合わせる教科書

　大村敦志『総則・物権総論〔第3版〕』（2007年）、内田貴『民法I 総則・物権総論〔第4版〕』（2008年）

E 注釈書

　遠藤浩＝鎌田薰編『基本法コメントナール物権〔第5版新条文対照補訂版〕』（2005年）、川島武宜＝川井健『新版注釈民法(7) 物権(2)』（2007年）、我妻栄＝有泉亨ほか『コメントナール民法〔補訂版〕』（2008年）、舟橋諒一＝徳本鎮『新版注釈民法(6) 物権(1)〔補訂版〕』（2009年）

F 判例集等

　内田貴ほか編『民法判例集 総則・物権』（2001年）、同『民法判例集 担保物権・債権総論〔第2版〕』（2004年）、奥田昌道ほか編『判例講義民法I 総則・物権〔補訂版〕』（2005年、2010年追補）、中田裕康ほか編『民法判例百選①〔第6版〕』（2009年）、潮見佳男＝松本恒雄編『判例プラクティス民法I【総則・物権】』（2010年）

G 演習書等

　山田卓生ほか『分析と展開I 総則・物権〔第3版〕』（2004年）、山野目章夫『初步からはじめる物権法〔第5版〕』（2007年）、鎌田薰『民法ノート物権法①〔第3版〕』（2007年）、田高寛貴『クロスステディ物権法』（2008年）、千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice 民法I 総則・物権編』（2009年）

H その他

　星野英一編『民法講座(2)』（1984年）、広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年 第2巻 個別的研究(1) 総則編・物権編』（1998年）、加藤雅信ほか編『民法学説百年史』（1999年）、内田貴＝大村敦志編『民法の争点』（2007年）、池田真朗編『民法 Visual Materials』（2008年）

4 講義の日程と内容・留意点

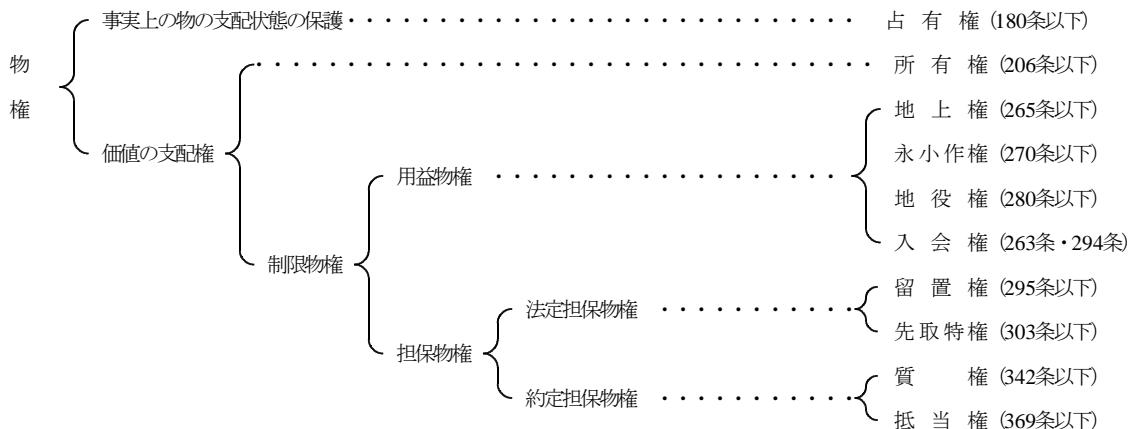
5 受講者に望むこと

6 試験と評価

## 【物権法全体の概説】(3-9, 11-13, E1-4, 8-12)

### 1 民法上の物権の分類

図1-1 物権の分類と体系



### 2 物権の定義と機能

#### (1) 定義

- 「特定の物を支配することができる権利」？
- 「特定の物や権利を支配する権利で民法や他の法律により物権として規定されたもの」  
(石田『物権法』10頁) ?

#### (2) 資本主義市場経済体制を支える財貨帰属の法

; 財貨帰属（の内容とそ）の保護、財貨移転のルール

#### (3) 対象の有体物への限定・その沿革的理由

#### (4) 無体物の財産的価値→特別法がない場合の物権的保護・物権的効果付与の可否

### 3 物権の客体

#### (1) 有体物 (85条)

- 電気は「物」か **判例** 大判昭12・6・29民16-1014（電気料金債権と173条1項）
- 電気窃盗罪（刑245・235条）
- エネルギーや無体財産権を管理可能性を基準に「物」とすることの可否

#### (2) 不動産と動産（表2-1、2-2を参照）

##### (a) 不動産=土地およびその定着物 (86条1項)

- 土地の範囲と大深度地下（平12法87）
- 建物、立木法による立木は独立した不動産。これ以外の定着物は土地の構成部分
- 建物はいつから独立した物となるか **判例** 百12

**文献** 「不動産とは何か(1)～(5)」 ジュリ1331～1337号

- 動産（86条2項、3項） 金銭・人体の特殊性、無記名債権の動産扱い

#### (3) 一物一権主義と物の個数

- 一物一権主義の3つの意味：①排他性、②1つの物の一部に物権は不成立、③複数の物をまとめてたものに1つの物権は不成立 ← 帰属保護と取引安全の調和、公示技術
- 土地の個数 登記記録単位の人為的区画。単位は筆（！）。

**判例** 百11（一筆の土地の一部の取引や時効取得の可能性、最判昭30・6・24民9-7-919）

- ・建物の個数 物理的外形的独立性を有する部分単位。**例外** 建物区分所有
- ・立木・未分離果実 立木登記や明認方法により土地から独立。立木は不動産。
- ・動産の個数 社会通念による **例** 靴、穀物、弁当
- ・集合物 各種財団抵当、企業担保、集合動産譲渡担保等は例外的に肯定

**表2-1 不動産と動産の取扱いの主な違い**

	不動産	動産
権利の公示方法と対抗要件	登記（177条） 例外的に明認方法（立木など）	引渡し（178条） 動産譲渡登記（動産債権譲渡特例法） 例外的に明認方法（未分離果実など）
無権利者から譲り受けた者の保護（公信の原則）	登記に公信力がないため、登記名義人を所有者であると過失なく信じて譲り受けた者も、所有権を取得できず、眞の所有者からの返還請求に応じなければならない	占有に公信力があるため、占有者を所有者であると過失なく信じて譲り受けた者は、原則として所有権を取得し（192条、盗品・遺失物は例外）、元の所有者に返さなくてもよい
成立する物権	土地には物権編に規定されているすべての物権が成立する	地上権、永小作権、地役権などの用益物権や抵当権は成立しない
所有者がなくなった場合	国庫が所有者になる（239条2項）	所有者のない物（無主物）となり無主物先占（239条1項）の対象となる

**表2-2 定着物の種類と例**

不動産	土地そのもの			地中の鉱物や岩石を含む	
	定着物	土地の一部	土地の構成部分として常に土地の取引に従う物		
動産		土地の一部分	土地の構成部分であるが土地とは別個に取引の対象にできる物	立木法が適用されない樹木、収穫前の農作物、銅像、線路、鉄管	
		土地の構成部分ではなく、常に土地とは別個に取引の対象となる不動産		建物、立木法が適用される樹木の集団	
動産	非定着物	土地の構成部分ではなく、常に土地とは別個に取引の対象となる動産		石どうろ、仮植中の樹木、建設用の足場	

参考表はいずれも、E9-10頁〔松岡執筆〕より引用し若干修正

※法学セミナー誌10月号から物権法講義の連載を始めました。今回の講義はその第1回分と第2回分の一部（物の客体）をカバーしています。